

■ 分科会

：第1分科会：

報告者 高木秀彰

(寒川文書館)

記録者 森田貴之

(豊田市史資料調査会)

司会者 定兼 学

(岡山県立記録資料館)

『みんなが足を運びたくなる文書館』を
めざして－寒川文書館 この1年－

寒川文書館 高木秀彰

はじめに

平成18年11月3日、寒川文書館が開館して、ほぼ1年が経過した。当館は、寒川町やその周辺地域に関する記録資料を収集・保存し利用に供するため、公文書館法にもとづいて設置されたもので、神奈川県内の公文書館としては、県、川崎市、藤沢市に次いで4番目の設置となる。この報告では、当館の開館に至るまでの経過や、開館後1年間の活動、今後の課題などについて紹介した。

1 設立の経過

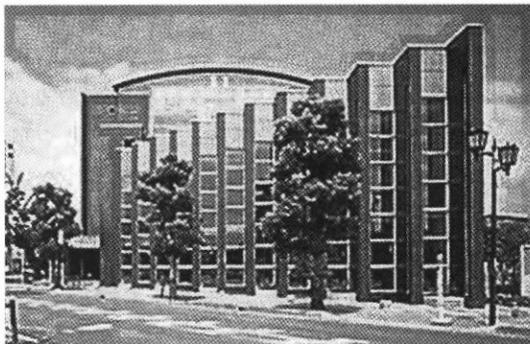
寒川文書館設置の母体となったのは、昭和61年度から始まった町史編さん事業である。刊行物を編集するため、町内では古文書や写真など個人蔵資料等の悉皆調査を実施したほか、町外でも関係諸機関、寺社、団体などへ調査に出かけ、古文書約52,000点、写真約18,000点を目録化した。これらを撮影したマイクロフィルムは約65万コマに及んでいる。他にも行政刊行物、新聞、映像など、多くの資料を収集した。

町史編さん事業が始まった時に策定された「町史編さん基本構想」では、事業中に収集した資料について「将来は資料館等を建設し保管、活用する」と明記されていた。その推進を目的として、町史編さん審議会では、各地の文書館や博物館など、先進的に資料保存活用を実践している機関を視察に訪れ、情報収集に努めた。この審議会は、町議会議員、文化財保護委員、自治会長、助役、教育長らで構成されており、資料保存の大切さを委員に知っていただくのに功を奏した。その結果、平成11年8月、「町史編さん資料の保存・活用に関する要望書」を町長に提出するに

たった。

町ではこれを受け、平成14年度にスタートした新しい総合計画「さむかわ2020プラン」の中に、町史の刊行、資料の保存活用、(仮称)文書館の建設検討という3つの事業を盛り込むことになった。ただし当面は、役場庁舎内で暫定的に公文書の評価選別や、レファレンス等を行いながら、2020年までに単独の文書館を整備していこうという考え方があった。

片や、同じ総合計画の中で、図書館の建設は、文化事業の最優先課題であった。これまで町にあった4つの公民館図書室は、専任職員がおらず、蔵書も少なく、電算化されていないなど、あまり充実したものとはいえなかったもので、その解消は町民の長年の悲願だった。



寒川総合図書館・文書館

しかし、せっかく建てるなら、他の機能をもつ施設と複合させることが望ましいということになった。その相手として勤労会館をはじめさまざまな候補が検討されたが、図書館との相乗効果が最も期待できる施設として、文書館に白羽の矢が立った。結果的に文書館の建設計画は10年近く前倒しになったのである。

建設は神奈川県企業庁の「公営企業資金等運用事業」を活用した。県が建物を建設し、完成後に町が県から購入し、分割で県に返済していくという方式である。

平成14年度には、図書館・文書館の専門家や住民代表からなる「総合図書館等建設検討

委員会」が発足して、複合館の基本計画を策定。それにもとづき平成15年度に基本設計・実施設計ができ、平成16年11月の着工。竣工は平成18年6月となった。

2 運営方針の策定

平成16年度には、町民代表による開設準備協議会が設置され、図書館・文書館の運営のあり方について協議を行った。久喜市公文書館等へ視察にも訪れ、答申は平成17年9月に出された。これをもとに平成18年2月、「寒川文書館運営方針」が定められた。

この方針は、館運営、取り扱う資料、資料の保存と活用など、基本的な考え方を示したもので、冒頭には館の活動目標である次の5つの「基本理念」を掲げ、これを将来にわたる行動規範と位置づけた。

- 1 寒川の記録資料を後世に伝える文書館
- 2 すべての人々が利用できる開かれた文書館
- 3 郷土愛と未来の創造に役立つ文書館
- 4 行政の説明責任を果たす文書館
- 5 みんなが足を運びたくなる文書館

所管は平成18年度は企画部企画課、19年度からは総務部総務課となり、館長はそれぞれの課長が兼務することとなった。

3 事業の展開

(1) 施設の概要

総合図書館4階の1フロア、約840㎡を占める。収蔵庫、閲覧コーナー、展示コーナー、開架書架などのスペースがあり、書架延長は2,539mとなっている。

(2) レファレンス

レファレンスは、町民が資料に関心を持ってくれたかどうかをはかるバロメーターとなるため、最も力を注ぐべきサービスと位置づけている。記念すべき開館初日のレファレンス第1号は、町内の小学4年生が、町のごみ行政について調べたいというものであった。古文書などによる古い時代の情報提供のみな

らず、行政刊行物などによる現在の寒川の情報を提供することが当館の役割と考えているので、象徴的なできごとであった。

1日あたりの相談件数はほぼ1件。これはまだ増やしていく余地があるだろう。

(3) 展示

閲覧やレファレンスが文書館サービスの基本であるとはいえ、そこに結びつけるためには、資料に関心を持ってもらうよう、種をまく努力が不可欠であると考え。

その一つが展示であり、展示コーナーにおいて、年2回の企画展を開催している。開館記念展は「ようこそ文書館へ」と題し、公文書館の意義、寒川の記録資料の概要などを紹介するものであった。平成19年3月からの第2回は、「寒川の学校130年のあゆみ」というタイトルで、写真、教科書や、卒業証書、運動会のプログラムなど、個人蔵資料を中心に多彩な資料を紹介することができた。第3回企画展「昭和40年のまち探検」は、人口が急増し町のインフラが整備され始めた昭和40年ごろを振り返る企画で、現在開催中である。残念ながら展示の来場者数のみをカウントすることはできないが、大勢の皆さんに見ていただいているという印象は持っている。

(4) 講座・講演会

展示と並んで普及活動の核となっているのが、講演会や講座などのイベントである。

開館記念講演は、藤沢市の郷土史家・平野雅道氏を招き、「地域の歴史を学ぶ喜び」というタイトルでお話いただいた。

平成15年度から、寒川町史の内容を執筆者らが解説する「町史講座」を開催しているが、これを文書館の事業として位置づけ直し、19年3月と11月に実施した。

また18年度からは、演習形式で江戸時代の史料を読む「古文書講座」、寒川ゆかりの梶原景時の事跡を吾妻鏡でたどる「中世史講座」を開講しており、どちらも定員を上回る申込みがあって、町民の関心の高さが窺える。

(5) ボランティアと学校連携

当館の特徴のひとつに、町民ボランティアとの協働による館運営がある。すでに開館準備の段階から、行政刊行物や図書約18,000冊を開架書架に並べる作業を約30人の方々に手伝っていただいた。平成19年9月から始まった第3回企画展では、昔の写真と並べて展示する現況写真の撮影、パネルの作成や展示替え作業に、15名ほどの参加を得ることができた。同じく9月からは、広報広聴課より移管を受けた写真資料の整理も始めており、6名ほどが取り組んでくれている。

また、職業体験学習の一環として、18年度は中学生に文書館の業務を体験してもらい、平成19年の夏休みには高校生のインターシップも受け入れた。さらには小学生の施設見学、中学校の総合学習での資料提供協力など、学校との連携にも力を注いでいる。

(6) 複合館のメリット

ところで、図書館と同じ建物に入ることによるメリットは多大なものがある。

まず、庁舎管理の一元化である。清掃、空調管理の委託、光熱水道費の支払など、管理面で不可分な予算は図書館側に計上されている。会議室などのスペースも、両館の諸行事のおりにはそれぞれが使うことができるようになっていく。

コンピュータシステムについても、同じサーバーでデータを一括管理している。そのため、県内初のICタグを用いた図書管理システムを、図書館の資料のみならず文書館の行政刊行物等にも導入することができた。これにより、両館の資料を一度に検索ができるようになったこと、蔵書点検が簡単になったこと、複本のある文書館の資料を貸し出しできること、共通のホームページで情報発信できることなど利点が多い。

行政刊行物や地域の文献については、文書館が保存の責任を持ち、図書館は原則として収集しないというすみ分けができていく。レファレンスに関しては相互協力を行っている

ので、利用者にはこの建物へ来れば何らかの情報が手に入るというイメージを持ってもらうことができる。

さらに今年は、開館1周年記念行事を共催することができた。文書館は記念講演「武田信玄と筋兜鉢」、上映会「映像でみる懐かしの寒川」、特別展「図書館・文書館ができるまで」の3本を、図書館は記念講演「絵本と紙芝居」、特別展「ベストセラー展」、読み聞かせ「冬じたくのお話し会」の3本の企画をそれぞれ持ち寄り、ポスター作成や広報掲載などのPRを共同で実施した。

4 おわりに＝今後の課題

寒川文書館は、開館して半年あまりを経て、図書館との相乗効果もあって、多くの方にご利用いただいております、まずまずの滑り出しと言ってよいだろう。基本理念の一つである「みんなが足を運びたくなる文書館」をめざし、どうにか足を踏み出すことができたと言える。しかし、今後の課題も少なくない。

まず組織体制である。兼務館長のもと、専任で配属されている職員は報告者の1名のみ。他に月8日ほどの勤務の臨時職員8名でローテーションを組み、図書館と同じ年間約310日の開館日数を維持している。しかしこの体制では、膨大な資料を整理し利用者のニーズに応えるのにはいささか限界があると言わざるを得ない。

また、保存年限満了となった公文書を引き継ぐための規則の整備が立ち遅れており、公文書に関する整理や公開がほとんど行われていないことは、公文書館として致命的な問題である。現行の文書取扱規程では、明治時代の公文書も「永年」、すなわち現用文書と位置づけられている。これを、30年経過後は非現用とし、評価選別を経て歴史資料として文書館が保存するよう、一刻も早くこの規程を改正しなければならない。同時に評価選別の基準や、公開の基準を定める必要がある。

古文書等に関しては、写真版による閲覧提

供はある程度は実施できているものの、原資料の寄贈または寄託を所蔵者に呼びかけ、保存の手だてをはかっていくことは、いまだ十分に行われていない。

さらにボランティアについては、現在のところ、手伝ってもらう事業ごとに広報等で募集する方法をとっているが、将来的にはこれを組織化していくことが必要である。

これらの課題を一つずつクリアしながら、「みんなが足を運びたくなる文書館」をめざし、住民にとって最も身近な情報の拠点でありつづけたい。これこそが寒川文書館の個性であり、さらには市町村立の公文書館に課せられた役割ではないかと考えている。